

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

令和 年 月 日

碧南市長 小池 友妃子 殿

住所

氏 名
(名称及び代
表者氏名)
電 話 () —

次のとおり建築行為等の許可をしてください。

行 為 の 場 所						
行 為 地 の 面 積		㎡				
行 為 の 種 類		建築物 の 工作物	新 築 改 築 増 築	土地の形質 ・ 変 更	移動の容易 ・ でない物件	設 置 の 堆 積
許可を受けようとする行為の概要		建築物等 構造 面積		㎡	用途	
工事着手予定年月日		令和 年 月 日	工事完了予定年月日	令和 年 月 日		
連 絡 先						
書 類 経 由 欄	施行者			市町村		

〈記入例〉（土留めの場合）

土地地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

令和 年 月 日

碧南市長 小池 友妃子 殿

住所 碧南市松本町28番地

氏 名
(名称及び代
表者氏名) 碧 南 太 郎 印
電 話 (0566) 41-3311

次のとおり建築行為等の許可をしてください。

行 為 の 場 所		碧南〇〇土地区画整理事業 〇ブロック〇ー〇	
行 為 地 の 面 積		〇〇〇. 〇〇 m ²	
行 為 の 種 類		建築物 新 築 土地の形質 移動の容易 設 置 の 改 築 ・ の 工作物 増 築 変 更 でない物件 堆 積 (*該当する内容を囲んで下さい。)	
許可を受けようとする行為の概要		コンクリート 建築物等 構造コンクリートブロック 〇〇. 〇m ㎡ ² 用途 擁壁 面積	
工事着手予定年月日		令 和 〇 年 〇 月 〇 日	工事完了予定年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
連 絡 先		*設計士・建築士・工事の請負業者の方が代理で提出される場合は、この欄に連絡先をご記入下さい。 〇〇建築事務所 電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇	
書 類 経 由 欄	施行者		市町村

土地区画整理組合事業施行区域内における
土地区画整理法 76 条申請について

1. 法第 76 条の要旨

土地の形質の変更もしくは建築物その他工作物の新築、改築もしくは増築を行い、又は法令で定める移動の容易でない物件の設置もしくは堆積を行おうとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

〔土地の形質の変更〕とは、宅地地盤の切盛、区画割の変更をさします。

2. 提出書類

(1) 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書（76 条申請）（2 部提出）

(2) 種別毎に次の図面が必要です。

①建築物

ア. 附近見取図（S：1/10,000～1/2,500）……都市計画課で発行した都市計画図等

イ. 街区内申請地図（S：1/1,000～1/200）……都市整備課で一枚 10 円でコピー可

ウ. 配置図（S：1/600～1/50）

建築物位置表示・隣接地との距離・汚水及び雨水排水経路

エ. 平面図

オ. 二面以上の立面図又は断面図

隣接地と最も接近する箇所（樋等）までの距離

②工作物（擁壁・土留等） 上記ア・イ・ウ・構造詳細図

③土地の形質の変更 上記ア・イ・ウ・横断図

(3) 誓約書（組合宛）

3. 留意事項

(1) 工事に着手する前には、申請者と組合と現地立会を行い、境界杭や公共施設の破損等を確認します。その状況を写真撮影し、組合宛の別紙「着手届」に添付して提出して下さい。

(2) 場所により道路が未整備ですので、側溝設置工事等が円滑に施工できるようご協力をお願いします。

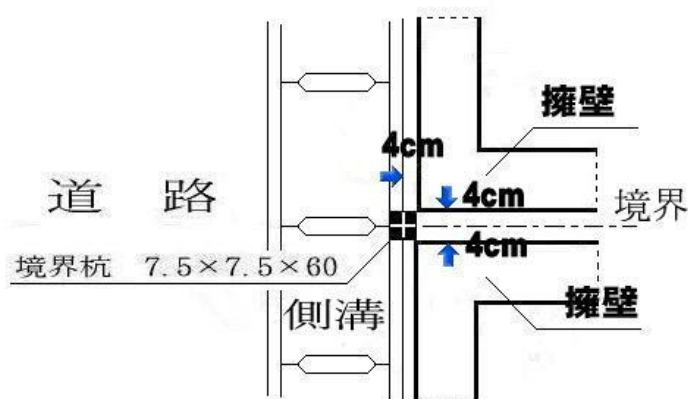
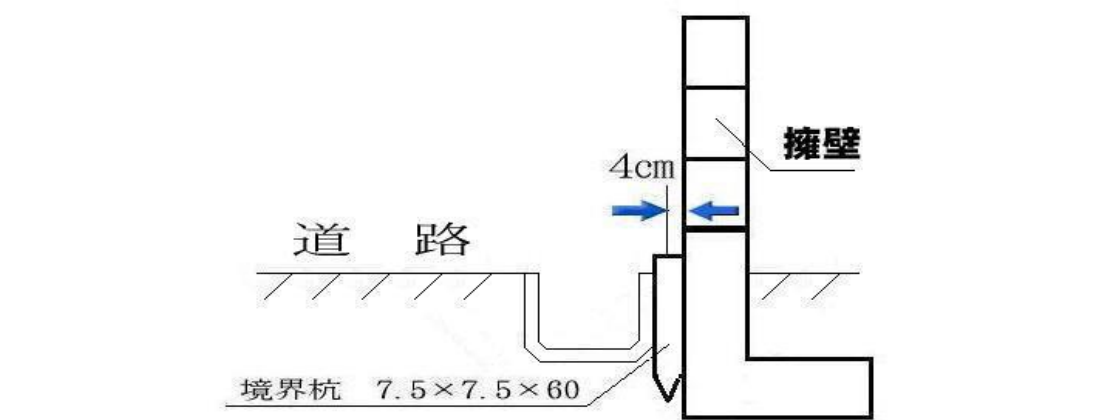
(3) 現地にある境界杭は、工事の際抜かないようにしてください。また、境界杭が工事中に移動することが無いよう自己保全して下さい。

(4) 境界杭を抜いた場合及び移動した場合は、組合で境界杭の復旧をしますので実費負担をお願いします。

(5) 境界点は、木杭の場合は杭上の釘の位置となります。コンクリート杭及び金属杭の場合は、杭の表示位置になります。側溝等構造物の上部の場合は、構造物上のマーキングの位置になります。敷地境界付近に構造物を設置する場合は、隣地及び道路境界線より 4 cm 以上離して施工されますようお願いいたします。基礎コンクリート、ブロック等も同様をお願いします。

(6) 工事の際には、側溝、舗装等を破損することのない様、適切な養生をお願いします。なお、破損等があった場合は、組合に連絡するとともに原形復旧をお願いします。

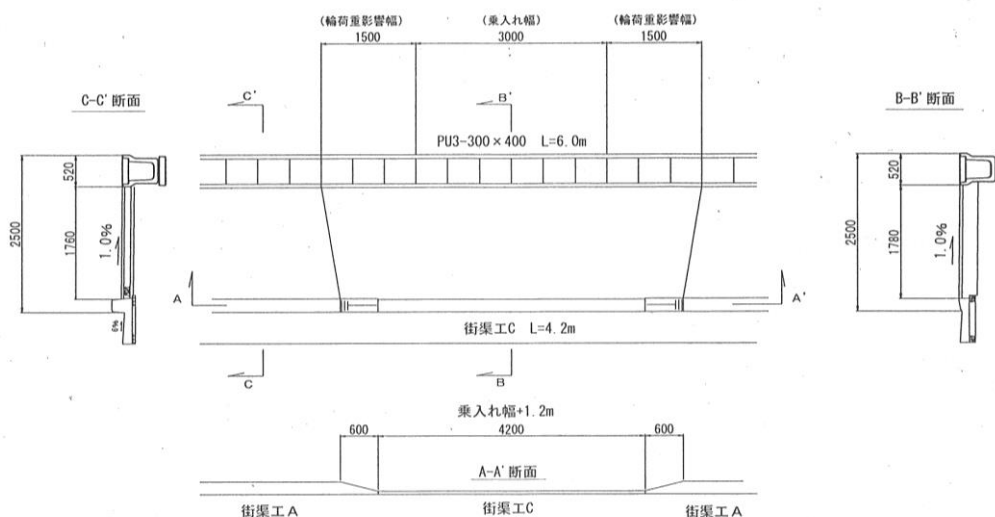
- (7) 排水管の側溝接続部は、土砂流出がない様、コンクリート等で充填して下さい。
- (8) 工事完了後、隣接する仮換地及び側溝、道路等の清掃をお願いします。
- (9) 工事が完了した場合は、組合宛に別紙「完了検査願」を提出し、申請者と組合立会のもと完了検査を行います。検査は申請内容と現地の整合性、許可書添付の留意事項が遵守されているかを確認します。検査で不適格な箇所が判明した場合は、組合の指示に従い速やか（概ね2週間以内）に修正工事をして下さい。指示に従わない場合、土地区画整理法第140条により罰せられることがあります。
- (10) 完了検査に合格した場合は、組合宛に別紙「建築工事等完了届」を提出して下さい。その際に、完了検査時に撮影した工事完了写真も添付をお願いします。
- (11) 76条申請提出後、境界杭の確認を行うため、組合又は組合が依頼したコンサルタントが敷地内に入ることがありますので、ご承知下さい。また、申請者と居住者が異なる場合は、居住者にもその旨、伝えて下さい。



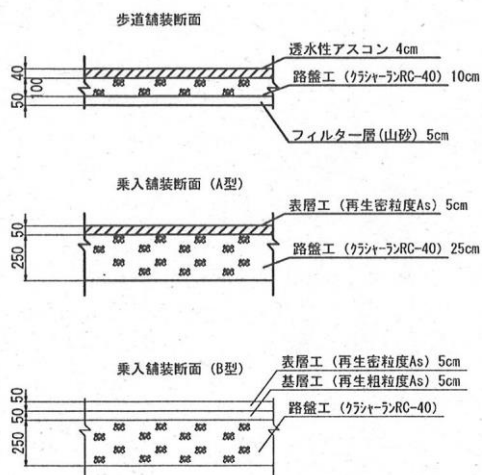
- (12) 区画道路 9-1、9-2、12-1、12-2 号路線は車道と歩道の境界に歩車道ブロック、又はガードパイプが設置してあります。敷地への車両の出入りは、工事の承認を得ることにより、このブロックを開口し乗入口を設けることで可能となります。なお、開口部は標準 4.2m となります。交通安全上、設置が難しい位置もありますので、乗入口の設置を希望される場合はご相談下さい。

乗入工 標準構造図

(乗用車・小型貨物自動車)



なお、歩道部の復旧については下記の図の通りにしてください。



* 問合せ 碧南市役所都市整備課 (0566) 95-9909 (ダイヤルイン)
メールアドレス toshiseibi@city.hekinan.lg.jp

7 6 条申請 立会・検査の注意事項

碧南伊勢土地区画整理組合

◎着手前立会の注意事項

主な内容は、境界杭の位置・破損の確認、側溝・舗装等公共施設破損の事前確認、現地に応じた注意事項の指示等です。なお、境界杭の近くを掘削する場合は事前に引照し、完了後に杭の移動が確認できるようにして下さい。着手前の状況写真を着手届に添付して下さい。

★着手前の状況写真撮影箇所

- ・ 着手前の全景
- ・ 着手前境界線上（境界杭を写す）
- ・ 公共施設の状況（破損がある場合）

◎完了検査の注意事項

主な内容は、境界杭の位置・破損の確認、側溝・舗装等公共施設破損の確認、軒先・擁壁等境界に近接する箇所が越境していないか、側溝・道路等の清掃が完了しているかの確認です。

また、排水管を側溝に取付けた場合は、取付箇所の仕上げの確認をしますので、側溝の蓋を取れるよう工具の準備をして下さい。接続部は側溝の内空断面を侵さないよう平滑に仕上げて下さい。

★完了検査時の写真撮影箇所

- ・ 完了後の全景
- ・ 完了後境界線上（境界杭を写す）
- ・ 接続管の取付箇所（仕上げ状況）
- ・ 側溝、道路等の清掃状況